

一般社団法人 日本専門医機構
第 26 回 理 事 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 13 日 (金) 16 時 30 分～17 時 55 分
1. 開催場所 東京国際フォーラム ガラス棟 G602
1. 現在理事数 25 名
出席理事数 14 名
理 事 長 吉村 博邦
副理事長 松原 謙二 山下 英俊
理 事 稲垣 暢也 遠藤 久夫 神野 正博 神庭 重信 北川 昌伸
國土 典宏 小林誠一郎 寺野 彰 羽鳥 裕 森 隆夫
渡辺 毅
1. 現在監事数 3 名
出席監事数 1 名
今村 聡
1. 陪席者数 5 名
大野 豊 (厚生労働省)
植田 勝明 (兵庫県庁)
天瀬 文彦 新井 朋博 (日本医師会)
松本 良人 (全国自治体病院協議会)
1. 事 務 局 事務局長代行 柴田 浩二 他
欠席理事数 11 名
理 事 市川 智彦 井戸 敏三 岩本 幸英 木村 壯介 桐野 高明
豊田 郁子 南学 正臣 花井 十伍 邊見 公雄 本田 浩
柳田 素子
欠席監事数 2 名
監 事 寺本 民生 山口 徹

議事次第

I. 協議事項

1. 専攻医登録状況について
2. シーリングに関わるプロジェクトチーム (仮称) について
3. サブスペシャルティ領域の認定基準および申請手順について
4. 役員選任規定の改定について
5. 専門医認定・更新部門 審議事項
(1) 専門医更新基準変更について (産婦人科)
6. 総合診療専門医について
7. その他

II. 報告事項

1. 専門医認定・更新部門 報告事項
(1) 共通講習関連について
① 共通講習認定報告用フォームについて
② 共通講習受講証明書について (学会用)
③ 省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する共通講習会について
(2) 専門医委員変更について (泌尿器科領域)
2. その他

III. その他



16時30分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数及び委任状の確認があり本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

I. 協議事項

1. 専攻医登録状況について

理事長より、4月13日集計時点の各診療科別の専攻医登録（採用者数）資料が提出され、平成30年4月開始の専門研修プログラムに採用された専攻医の総計は8,378名であることが報告された。

シーリングの範囲での特別な理由による専攻医登録変更について、運営委員会で協議し、妥当と認められた結果を理事にメール審議で諮り承認されたので、地域医療を維持するために12名の専攻医の変更を認めたとの報告がなされた。また、5都府県以外の理由による移動も、適切な理由のため認めたとの報告も併せてなされた。

なお、前回の理事会において、「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」での要請により行った、東京都における専攻医の施設ローテート状況アンケート調査の中間集計結果が示され、東京都に基幹施設のあるプログラムについて、初年度、2年目、3年目の4月における各専攻医の所在地を調査した結果、初年度は基幹施設のある東京都に一定数いるものの、次年度以降は順次ローテートを行い、東京都以外の場所に移動していることが説明された。

2. シーリングに関わるプロジェクトチーム（仮称）について

吉村理事長より、現在5都府県において実施されているシーリングを今後どうすべきか検討するプロジェクトについては、新たに人選を行うのではなく、基本問題検討委員会の中でプロジェクトを組織し検討することとしたいとの提案がなされ、承認された。

なお、理事より、本件は重要な課題であることから、当機構の最高議決機関である理事会においても検討すべき案件であるとの意見のほか、専攻医の人数の問題だけではなく地域における診療科偏在についても基本領域の意見も伺いながら検討するのが望ましく、今回のシーリング自体の妥当性やシーリングを行う地域の妥当性についても検討していくべきであるといった指摘もなされた。

3. サブスペシャルティ領域の認定基準および申請手順について

山下副理事長より、前回の理事会で基本方針が決まったサブスペシャルティ領域の認定について、サブスペシャルティ領域の在り方に関するワーキンググループでの検討状況が報告され、認定基準については、認定を抑制的に考えるうえでの判断基準を明確にしておいた方が良いのではないかと意見が出されたことから、資料に示されたように認定基準を文章化したとの説明がなされた。また、判断基準については、前回の理事会で示された理事長暫定私案から軽微な修正を施したうえで、申請手順についてはフローチャートに示すような手順で行いたいとのことであり、理事会で承認された。

なお、当面は漸時改定しながら行っていく予定であり、今回は概要や申請・審査手順が承認されたため、現在保留となっている領域については、改めて審議することとした。

理事より、複数の基本領域に横断的な専門医については、機構において認定基準をしっかりと定めて欲しいとの意見が示された。また、サブスペシャルティ専門医を取得した際の保険上の加算の有

無について厚生労働省に確認した結果の確認があり、現時点では通知や告示では何ら措置されておらず、直接的には診療報酬と結び付いていないが、学会のガイドラインを要件としているものもあるとの意見があった。

4. 役員選任規定の改定について

松原副理事長より、役員選任規定の改定案が提出された。主な変更点については次の通りである。

まず、第2条の役員候補者選考委員会委員について、外部評価委員会からの推薦者2名という項目の削除を行った。その理由としては、今期は理事に医師以外の学識経験者が加わっていることから外部評価委員会は設置していない点、内情を知らない人が役員を選任するのは望ましくないという意見がある点、外部の人が選任するということは内部から選任しているのと同様であるという点が挙げられた。選出人数に偏りがあるのではないかとの意見があったことから、同条においては、内科系社員学会及び外科系社員学会からの推薦者数の変更（各2名から3名に変更）も行った。また、第4条の理事候補者選出人数を25名以内ではなく20名以上25名以内としたうえで役員候補者名簿を理事会に提出する部分の削除を行った。そのほか、第5条の監事候補者選出人数に関する条項の創設、第6条の役員候補者選考委員会における決議要件に関する条項の創設等も行った。本案は理事会で承認されたが、社員にも諮り了承された後、正式な承認とする予定である。

監事より、今後の役員選任に係る日程が厳しいことから、スケジュールを提出するよう再度の要請があり、松原副理事長より、対応するとの回答がなされた。また、理事より、理事候補予定者は役員候補者選考委員にならないことを明示した方が良いとの意見や、公平に行っていることを外部に示せる形で行うべきであるといった意見も出された。

5. 専門医認定・更新部門 審議事項

(1) 専門医更新基準変更について（産婦人科）

寺野理事より、機構より更新基準の文言統一を依頼し修正いただいた産婦人科領域の専門医更新基準の審査を行い、委員会で承認したことが報告され、承認された。

理事より、各領域更新基準の診療実績の標準化が図られているか質問がなされたので、診療実績の一覧を作成する意向が示された。

6. 総合診療専門医について

松原副理事長より、総合診療専門医に関する運営委員会においてアドバイザーという立場での参加を依頼した団体より、委員として参加することの要望が出されたことが報告され、承認された。

また、自治体より総合診療専門研修プログラム整備基準の一部緩和の要望書が届き、内容については整備基準に則っているため了承の回答をしたいとの提案がなされ、了承された。

7. その他

事務局より、基本領域学会事務局会議を開催し、情報共有を図りたいとの申し出があり、了承された。

II. 報告事項

1. 専門医認定・更新部門 報告事項

(1) 共通講習関連について

① 共通講習認定報告用フォームについて

小林理事より、「共通講習審査終了報告用フォーム（基本領域学会・日本医師会）」及び「共通講習開催後報告用フォーム（基本領域学会・日本医師会）」については、半年から1年程の猶予期間を設けながら新たな共通フォームで行っていただくように、関係資料及び依頼文書を送付したことが報告された。

② 共通講習受講証明書について（学会用）

小林理事より、受講証明書の受講印は各領域の代表としていたが、手続きが煩雑になることが予想されるため、主催責任者も追加したことが報告された。

③ 省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する共通講習会について

小林理事より、省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する共通講習会として既に認められている CITI-JAPAN の e-learning および地方厚生局医療安全に関するワークショップのほか、新たに日本学術振興会の研究倫理 e-learning コースの医療安全、日本医療機能評価機構の医療安全、臨床試験医師養成協議会の医療倫理又は臨床研究・臨床試験を認めたことが報告された。

(2) 専門医委員変更について（泌尿器科領域）

寺野理事より、基本領域専門医委員会委員（泌尿器科）の交替が報告された。

2. その他

理事より、前回意見を述べた業務分担を含めた事務局機能の見直し、機構の役員改選に係る対応、スケジュールについて再度の確認がなされ、事務局機能については基本領域学会からの支援をいただける話が出ており、役員改選については、本日新たな規程案が理事会で承認されたので、早急に社員に諮り、進めることが報告された。

また、新専門医制度開始にあたり、理事長のあいさつ文をホームページに掲載する予定であることが報告され、監事より、医師需給分科会の場でも地域での偏在解消に専門医制度を用いるべきとの意見が多いことから、機構としてどのような方向性で進めていくのか誤解を生まないように明確に示した方が良いとの意見が出された。

今後の会議予定

・第27回理事会

平成30年5月18日（金）16時～18時

以上をもって、本日予定された議事が終了し、この議事内容を明確にするため議事録署名人として
監事が指名され、17時55分に散会した。

平成30年4月13日

理事長

吉村博邦



吉村 博邦

監事

今村聡



今村 聡